

平成 30 年 5 月 19 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03205

研究課題名（和文）スポーツ組織の持続的発展を支える法的基盤についての複眼的考察

研究課題名（英文）The Consideration about the legal infrastructure for sustained development of sports organization

研究代表者

志谷 匡史（SHITANI, MASASHI）

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：60206092

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、プロ・スポーツ団体内部ならびにその上位団体と下部組織の間の法的関係の規律について、私法および公法の両面から考察を行い、次の成果を得た。

すなわち、プロ・スポーツ団体内部のガバナンスは資本市場の牽制機能に依存することが必ずしも期待できないことを共通認識とした上で、EUにおいては、統合理念に基づき、人権保障規範をも取り込んだ形で内部組織改革が検討されていること、一方、アメリカ合衆国については、規律のあり方について会社法モデルに依拠した解決に求める動きが特徴的であること、ただし、いずれにしても明確なロードマップを描くまでに至っていないことを明らかにすることができた。

研究成果の概要（英文）：This study considered the EU law and the United States law as a target for comparison about both the governance in the professional sports and the legal relations of higher institution and its subgroup from the both sides of a private law and public law.

In neither EU nor the United States of America, it can necessarily hope that the governance in the sports depends on the check function of the capital market. In EU, an internal organizational reform being aware of check and balance is considered based on a unification idea. On the other hand, in the United States of America, movement to investigate the solution that depended on a company law model both in the sports inside and the situation of the legal relations between the higher institution and its subgroup is clear. But, the problems that should be settled do not reach it because they are serious and EU and the United States of America can not draw a clear road map.

研究分野：民事法

キーワード：スポーツ法 会社法 憲法 人権保障 金融商品取引法 EU法

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者である志谷および研究分担者である井上は、課題番号 24530113 において、プロ・スポーツ組織の内部決定の正統性を検討対象とする共同研究を行い、正統性保証の組織的、根源的問題の解明への道筋をある程度明らかにできたが、EU およびアメリカ両法域の問題把握とその解明には十分とは言えなかった。

(2) そこで、上述の共同研究をさらに進めるため、志谷は、商法学の知見に基づき、上部統括団体の指揮命令の正統性を解明するために商法の視点を応用する可能性に着目した。また、井上は、憲法学の知見に基づき、プロ・スポーツ団体構成員の権利義務関係を解明するために憲法の視点を応用する可能性に着目した。

2. 研究の目的

(1) 志谷および井上の上記着眼点からは、組織内部の意思決定を正統化する基準、上部統括団体の決定内容の公正性を確保するための手続き、という2つの視点から研究に取り組む必要性が大きい。EU 法の下でプロ・スポーツ組織の重層的展開が見られる EU 諸国と、国内法の下で複数のプロ・スポーツ組織が激しい競争を繰り広げているアメリカ合衆国を比較対象とし、そこでの法的考察から得られる知見を参照する複眼的研究が強く求められた。

(2) したがって、本研究の目的は、プロ・スポーツ組織の出資者の意思が経営管理に反映される仕組みと、営利性と公共性を調整すべき経営者の行為規範を、矛盾なく両立させる制度的基盤を比較法的に考察することにある。また、大きな環境変化を踏まえた上部統括団体のリーダーシップのあり方も考察対象となる。そのため、対照的な法体系である EU およびアメリカ両法域を比較することによって、プロ・スポーツが抱える重大な課題にアプローチするための視座を得ることを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、志谷と井上によって行われる私法・公法の両アプローチを融合した複眼的・包括的な共同研究である。

(2) そのため、EU 法の下での EU 各国におけるプロ・スポーツ団体内部の統治原理、EU 法の規律の下での国際的レベルにおけるプロ・スポーツ団体頂上組織の位置づけ、アメリカ法の下でのプロ・スポーツ団体内部の統治原理、ならびに、EU およびアメリカのプロ・スポーツ団体内部の統治原理の比較の各テーマを研究対象とした。

4. 研究成果

(1) まず、本研究の出発点として、日本におけるその意義を明らかにする。

すなわち、プロ野球のフランチャイズ移転問題や上場問題、Jリーグ構成クラブの経営の健全性問題をはじめ、法的組織としてのプロ・スポーツ団体という視座から法的問題を検討する必要性が目に見える形で高まっている。また、社会的貢献を求められている状況にもかかわらず、団体内部の利害関係を合理的に調整する制度的基盤が未整備のため、社会的ニーズに適切に応えることができない事例が続出している。しかも、アマチュア競技団体においても同様の懸念が高まっている。したがって、これらの課題に取り組むための視座を、比較法的研究というアプローチを通じて獲得することが必要になる。

(2) EU 法の下での EU 各国におけるプロ・スポーツ団体内部の組織形態については、次のように知見を得た。

すなわち、プロ・スポーツの代表例としてサッカーを取り上げると、リーグ毎に、クラブの形態もリーグそのものも多様な法形式で組織化されている。そして、会社法を含めた私法の団体規制は、EU による統一的規律ではなく、EU の大綱的モデルを基礎として加盟各国の法秩序の中で規律されている。

もっとも、ヨーロッパ・サッカーの上部統括団体である UEFA が、2011 年から導入したクラブ財政健全化規律(ファイナンシャル・フェアプレーと呼ばれる)を導入した結果、現在では財政運営の健全化のために、商品としての試合での成績向上を目指そうとしても、クラブの支出経費に上限規制がかかるため、各クラブの自由度が一定程度制約されている(選手漁りが難しくなった)。

(3) アメリカ法の下でのプロ・スポーツ団体内部の組織形態については、次のように知見を得た。

すなわち、アメリカ合衆国におけるプロ・スポーツ団体は一部の例外を除き株式会社形態をとるため、その内部の統治原理は、基本的に、各州で制定される会社法制の規律を受ける。その上、支配株主(オーナー)の持株比率が絶対的にも相対的にもきわめて優位であるケースが多い。

そのため、資本市場の制約を受けることなく(一般投資家の評価・批判を受けない)、支配株主の経営支配の下でその利害を優先する運営が行われがちとなる(いわゆるワンマン経営の弊害)。したがって、もしも成績不振の長期化など支配株主の意欲が低下する要因が強くなる事態に陥るならば、他への売却の可能性が現実化し、それはフランチャイズの移転に直結するケースが少なくない。これは支配株主と、ファンなどのステークホルダーとの間の利害対立の顕在化といえる。

(4) EU 法の下での EU 各国における

ロ・スポーツ団体内部の統治原理について、公法レベルの研究から、次のように知見を得た。

すなわち、ヨーロッパ統合に導かれるドイツ基本法が、たとえば「家族」という普遍的と考えられる社会単位であっても、伝統的な規範意識が変容し、したがって平等保証によって憲法規範さえ変容を免れない現実が示唆するように、従来個々の選手は「自営業者」と考えられ、労働者としての権利保障の対象外とみなされてきたにもかかわらず、それがヨーロッパ統合の影響を受けて、次第に権利保障の対象とみなされるようになったことの意義を根本的に意識しなければならない。決して一般労働者と同じというわけではないが、プロ・スポーツ選手の権利を団体のガバナンス向上の中で位置づけることの法的重要性が認識されねばならない。

また、ヨーロッパ統合の現実日本と無縁では決してない。過去150年に及ぶ日本の近代化の過程におけるヨーロッパの影響力は、第二次大戦後のアメリカ化の下においてさえ、なお一定以上の影響力を保持しているのである。このことはヨーロッパの影響の下での日本の立憲主義の展開を跡づけることにより、一層鮮明となる。日本におけるアマ・プロ両スポーツ団体において近時頻発する「不祥事」は、団体内部のガバナンスの不全にはほかならないが、その解決をEU法の発展過程に探索することが、改めて必要であることを明らかにしたことが、これらの憲法規範の研究が獲得できた成果といえる。

(5) EU法の下でのEU各国におけるプロ・スポーツ団体内部の統治原理について、私法レベルの研究から次のように知見を得た。

すなわち、資本市場の持つ経営牽制力の見直しの必要性である。これは一般投資家の企業評価をどの程度信頼するかによる。もしも企業経営が資本市場の株価を基準として成否を判断すべきであるという立場に寄るならば、株価を上回る買収提案があればそれを株主の判断に委ねるべきであるし、株価を低下させるような経営が行われるのであれば、それは何らかの形で是正されるべき事態といえるはずである。企業経営を資本市場の持つ市場原理に委ねるべきであるとすれば、基本的に、プロ・スポーツ団体は株式会社化し、さらに公開型の株式会社を選択すべきである。

もっとも、EUのプロ・スポーツ団体の組織は多様である。必ずしも資本市場に株式を上場することが、常に適切な選択とは限らないと示唆される。むしろ、EUにおいては、閉鎖的な株式会社や公益法人における内部ガバナンスの改革が重点的に検討されている。そして、統治原理を私法の視点から検討する基礎的研究によって、上場株式会社における株主総会の変容(株主と経営者との間の

対話の場としての株主総会)は、プロ・スポーツ団体内部の統治原理に株主の意見を取り入れることの重要性を認識させるが、一方で資本市場の評価が万能ではなく、経営者の自立的経営判断の尊重が中長期的繁栄に必要であることも指摘されるべきである。

(6) アメリカ法の下での上部統括団体の決定内容の公正性を確保するための手続きについて、私法レベルの研究から、次のように知見を得た。

すなわち、従来、アメリカにおいては、プロ・スポーツ団体の上部統括団体は、コミッショナー制度を採用し、大きな権限を付与されたコミッショナーが、組織の経済的利益の維持・拡大を錦の御旗に、強力な統制を実行してきた。もっとも、近時の会社法制の進展が示唆するように、企業組織の原理としてチェック・アンド・バランスの重要性が一層高まっている。いかに組織の基本ルールがコミッショナーに権限を集中しているとしても、合議制の会議体による効果的な牽制が必要である。

また、外部からの牽制も必要であることを、公開買付けの経営牽制効果の見直しが主張されていることから指摘できる。さらに、閉鎖的な組織の限界を克服する方策として、資本市場の持つ評価機能の活用を探る努力が欠かせない。近時のアメリカ合衆国判例を振り返る検討の過程で得られた知見によれば、それはEUよりもアメリカ合衆国においてより強く意識されていることが明らかになる。

(7) EU法の下でのEU各国におけるプロ・スポーツ上部統括団体の公正性を確保するための手続きについて、公法レベルの研究から、次のように知見を得た。

すなわち、組織を統治する諸規定・ルールの改革が実行される場合、いわゆる遡及適用の是非が問われることとなる。この点、ドイツ基本法(憲法)の事後法禁止原則をめぐる論争から指摘できよう。遡及的效果を持つルール内容の変更が法治原理の間で衝突を招きかねず、その軋轢を回避するため普段に努力がなされてきたという事実は重い。

また、もしも下部組織(クラブ)が不満を持って上部組織から脱退する動きを示した場合、それは英国のEU脱退の例が示すように、上部組織を揺さぶる法的原理としての民主制を改めて問わねばならないことを意味する。民主的に意思が示されたとしてそれゆえに脱退を認めるならば、ひいては上部組織の瓦解の可能性を肯定せざるを得なくなるのである。もっとも、果たしてその結果は妥当であるか答えが容易に出せない。

(8) 以上の研究成果は、日本のプロ・スポーツ団体をめぐる諸々の課題に対して、新たな研究の地平を拓く成果として大きなイ

ンパクトを与えるものと考えられる。

すなわち、組織内部の意思決定を正統化する基準、上部統括団体の決定内容の公正性を確保するための手続きのいずれの視点からも、団体の組織的、根源的な問題に取り組むことにより初めて成果をみることができるのであり、そのために研究代表者の私法的知見と研究分担者の公法的知見が融合し共同研究の体制を構築できたことが成果につながったものと評価できる。

株式会社組織をとるプロ・スポーツ団体にとっては、会社法・資本市場法の設定した諸規定の適用を受け、内部のチェック・アンド・バランスを保証しつつ、場合により外部投資家の経営権把握圧力に晒されることによって経営の効率性が維持されるのである。この点、EU においてもアメリカ合衆国においても、共通して指摘されるべき事項である。もっとも、選手の人権保障の視点からは、憲法諸原理の適用を受け、株主・経営者だけの利益追求に対して一定の制約がかかることも重要な留意事項である。

プロ・スポーツ上部団体と下部組織の間の緊張関係は、EU・アメリカ合衆国いずれにおいても共通して見られる現象である。もっとも、前者の EU においては、EU 統合の理念の下で各国法に変化が見て取れ、それがプロ・スポーツ上部団体と下部組織の関係にも及んでいた。これに対して、アメリカ合衆国においては、上部団体と下部組織の緊張関係は、私法的レベルの原理(支配権行使とその限界に関する会社法・資本市場法の規律)によって解決しようとする動きが顕著であった。

(9) EU・アメリカ合衆国いずれにおいても「組織の持続可能な発展」がプロ・スポーツ界の共通課題であることに変わりはない。もっとも、その課題へのアプローチは、両者の間に少なからぬ差異が見られる。EU においては、所与と考えられてきた EU 統合の理念自体が揺さぶられている。EU 共通市場の恩恵を大きく受けてきたプロ・スポーツ(代表例はサッカー)は影響を避けられず、今後どの方向に発展可能性を見いだせるか、将来に向けた重い課題である。

一方で、アメリカ合衆国においては、株式会社形態を採用しないプロ・スポーツ団体を含め横断的なアプローチをどのような法原理に見いだせるか、それは解決が容易ではない課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 13 件)

井上 典之、EU を揺さぶる法原理としての民主制 英国の EU 脱退を 1 つ例に、EU の揺らぎ、査読無、2018、pp.79

100

井上 典之、欧州連合という「国家ではない未来の形」その核心にある基本権とともに、憲法学の創造的展開・下巻、査読無、2017、pp.5 27

志谷 匡史、近時の米国証取法判例を振り返る 規則 10b-5 を中心に、商事法務、査読有、No.2146、2017、pp.28 38

井上 典之、事後法禁止の原則をめぐる憲法上の一考察 遡及的效果を持つ法内容の変更と法治国家原理・基本権、憲法理論とその展開、査読無、2017、pp.35 65

井上 典之、ドイツのテロ対策・予防のための法制度 「憲法の枠内」か安全の優先か、論究ジュリスト、査読有、No.21、2017、pp.49 56

志谷 匡史、経営決定権限の集中と牽制、現在商事法の諸問題、査読無、2016、pp.523 546

志谷 匡史、公開買付勧誘目的等でなされた株主名簿閲覧謄写請求の成否、商事法務、査読有、No.2116、2016、pp.52 56

志谷 匡史、会計監査人の責任、会社法判例百選第 3 版、査読有、2016、pp.154 155

志谷 匡史、委員会等設置会社である銀行の執行役の善管注意義務違反の有無、私法判例リマークス、査読有、No.53、2016、pp.154 155

志谷 匡史、平成 26 年会社法改正 親子会社関係(2)、日本取引所金融商品取引法研究、査読有、Vol.4、2015、pp.95 119

志谷 匡史、コーポレート・ガバナンス改革と株主総会 2015 年版株主総会白書を読んで、商事法務、査読有、No.2088、2015、pp.4 12

井上 典之、平等保証による憲法規範の変容 ヨーロッパ統合に導かれるドイツ基本権の「家族」についての変化、自由の法理、査読無、2015、pp.665 689

志谷 匡史、企業経営と株価、商事法務、査読有、No.2076、2015、pp.19 30

〔学会発表〕(計 2 件)

井上 典之、欧州の影響下での日本の立

憲主義の展開、インスブルック大学社会科学
科学研究所ワークショップ、2017.1.27、
インスブルック(オーストリア)

志谷 匡史、企業経営と株価、日本私法
学会、2015.10.11、立命館大学(京都府)

〔図書〕(計 1 件)

志谷 匡史 他、弘文堂、基礎から学べ
る金融商品取引法第 4 版、2018、248
(25 41、157 169、170 190)

6 . 研究組織

(1)研究代表者

志谷 匡史 (SHITANI, Masashi)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：6 0 2 0 6 0 9 2

(2)研究分担者

井上 典之 (INOUE, Noriyuki)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：7 0 2 0 3 2 4 7